

多度学園図書管理システム導入及び利用料 仕様書

第1条 業務名

多度学園図書管理システム導入及び利用料（以下「本業務」という。）

第2条 目的

本業務は、電子化された多度学園メディアセンター及び小メディアコーナーの蔵書情報等を、児童生徒がタブレット端末等を使って蔵書を検索すること等を可能とすることで図書に対する関心を高め、読書の推進を行うことを目的とする。

第3条 履行期間及び支払計画

（1）履行期間

契約締結日から令和13年2月28日まで

（2）支払計画

支払については、令和8年3月分からとし、初期導入設定費等を含めた毎月払いとする。

第4条 業務内容

- （1）学校図書館管理の初期導入設定等、システム利用・保守
- （2）操作支援・操作研修

第5条 履行場所

当市が指定する下表の学校（1校）

学校名	住所	蔵書冊数
桑名市立 多度学園	桑名市多度町 小山 2330 番地	約 23,000 冊

第6条 業務要件

（1）システム要件

- ① クラウドサービスで提案すること。（発注者の庁舎内等にサーバー機器は設置しない）
- ② 書誌データを使用して蔵書管理可能なこと。

- ③システムを利用するためのバーコードリーダーを2個貸与すること。
- ③入札金額は、システム初期導入費用及びダウンロード等に要する費用及び価格とすること。(月額利用料(貸与品を含む)も含める)
また、何れも税抜き価格とする。

初期導入費用(A)	月額利用料(B)	使用月数(C)	合計(D)
		60	

入札金額(D) = (A) + ((B) × (C)) となります。

契約後、毎月の月額利用料は入札金額 × 1.1 ÷ 60 とし、小数点以下は切り捨てとする。

- ③ 児童生徒及び職員等のタブレット端末で学校の蔵書検索等ができる機能を有すること。
- ④ その他、別紙「機能要件一覧表」に沿った機能を提供できること。

(2) 機器類等

- ① 当市に導入されている、または運用開始時に予定されている端末は次のとおりであり、これらの端末で動作可能なこと。

名称	仕様・規格
職員端末	iPad(第10世代)Wi-Fi 128GB
児童生徒端末	iPad(A16)Wi-Fi 128GB
図書貸出用端末	ノート PC Windows11 64bit

- ② 各端末からシステムを利用するにあたっては、特定のソフトウェアを利用せず、Web ブラウザ (Apple-Safari、Microsoft Edge または Google Chrome) による利用とすること。

(3) ネットワークその他

- ① インターネット接続にあたっては、必要なセキュリティ機能を確保すること。
- ② システム接続にあたっての回線整備、ネットワーク機器・無線アクセスポイント端末等の設置・設定業務は、本業務に含まないものとする。
- ③ ASP サービスとして一般的に行われるシステム機能の強化(追加・修正)については、追加の費用なく提供すること。

(4) 操作マニュアル

- ① 運用開始前に操作マニュアルを作成し、業務中でもシステム上で確認できること。

- ② 操作マニュアルは極力専門用語を用いず、情報リテラシーの低い者にも理解しやすい平易な記述とすること。
- ③ 機能の修正などがあった場合には、該当部分を更新した操作マニュアルを速やかに作成し、提供すること。

(5) 説明会及び操作研修

- ① 学校図書館担当者向けのシステム説明会及び蔵書登録の操作研修を原則1回／年以上実施すること。
第1回目は令和8年4月に実施予定であるが、詳細は発注者と打ち合わせること。
2年目以降の開催については開催の有無も含め、発注者と打ち合わせるものとする。
- ② 説明会及び操作研修で必要な配布テキストは事業者の負担で必要部数を作成すること。また、その電子データを提供すること。

第7条 保守及び運用サポートの要件

(1) 運用時間

通年 24 時間とする。システム保守等のため運用停止が必要な場合には、その限りではない。
なお、運用停止する場合は、事前に発注者に報告すること。

(2) ヘルプデスク

- ① 操作等の問い合わせ窓口として、電話、メール、フォーム等によるヘルプデスクを設置すること。
- ② 電話での問い合わせは原則、平日の午前9時から午後5時まで対応が可能であること。
- ③ ヘルプデスクの問い合わせ方法、開催時刻等は操作マニュアルに記載すること。

(3) システム保守

- ① システムのバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）を定期的に行うこと。
- ② クライアント OS や Web ブラウザのバージョンアップに随時対応すること。
- ③ 障害が発生した場合には、早期復旧を図ること。

第8条 留意事項

- (1) 本業務を行ううえで作成された資料等については、原則として発注者に帰属するものとする。ただし、発注者が認めたものについては、この限りではない。
- (2) 受託者は本業務において知り得たすべての情報については、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置をとるものとする。また、契約期間終了後も同様とする。
- (3) 当該案件に係る契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であるため、発注者は本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を変更し、又は解除することができるものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項、又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、発注者と受託者の協議により、その解決を図るものとする。

機能要件一覧表

全般	<ul style="list-style-type: none"> ・システム利用時にはログイン画面を設定し、ログイン ID・パスワードの入力により利用の制限ができること。 ・すべての職員にとって操作が容易であること。 ・すべての業務がリアルタイムで処理され、更新されること。 ・利用者バーコード、図書バーコードはバーコードリーダーによる読み込みができること。
図書窓口業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸出 <ul style="list-style-type: none"> ・バーコードの読み取り及び簡単な端末操作だけで、貸出、返却ができること。 ・利用バーコードをスキャンすると、利用者番号・貸出一覧が表示されること。 ・貸出画面で、貸出一覧の詳細（資料名・登録番号・書誌内容等）が確認できること。 ・貸出画面から利用者検索ができ、続けて貸出処理ができること。 ・貸出期限・冊数を任意に設定できること。 ■ 返却 <ul style="list-style-type: none"> ・資料コードをスキャンすると、利用者番号・貸出可能冊数・登録番号を表示すること。また、貸出期限日が過ぎている場合にはその旨を表示すること。 ・返却画面で、貸出一覧の詳細（資料名・登録番号等）が確認できること。 ■ 未返却図書の表示 <ul style="list-style-type: none"> ・未返却図書のみを抽出して表示できること。 ・一覧表を貸出期限日で範囲指定して出力できること。 ■ 検索 <ul style="list-style-type: none"> ・検索結果一覧画面は、書名・著者名・出版社・出版年など書誌事項を表示すること。 ・書籍名の一部など、あいまいなキーワードでも検索ができること。 ・検索結果の並べ替えができること。
資料管理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 書誌登録 <ul style="list-style-type: none"> ・TRC-MARC が利用できること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ TRC-MARC がある書籍は、バーコードの読み取り及び簡易な操作だけで蔵書登録ができること。 ・ TRC-MARC がない書籍は手入力で登録ができること。 ・ 登録を間違えた場合、操作画面上ですぐ修正が可能であること。 <p>■ 蔵書管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 蔵書数が図書分類別に集計できること。 ・ 蔵書ごとに貸出数が集計できること。 ・ 図書の除籍処理ができ、除籍図書一覧が出ること。 <p>■ 蔵書点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バーコードの読み取り及び簡単な端末操作だけで蔵書点検ができること。 ・ 未返却の本、当該貸出中の児童生徒の情報が出力可能なこと。
利用者管理	<p>■ 統計分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の貸出状況が、個人別、学年別、クラス別、図書分類等で集計でき出力できること。
児童生徒職員利用	<p>■ タブレットでの利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒、職員のタブレット及び図書貸出用端末で学校の蔵書が検索でき、検索した蔵書の貸出状況が表示されること。 ・ 児童生徒及び職員のタブレットで、おすすめ本の紹介など児童生徒が読書に興味をもつきっかけとなる機能があること。 ・ 児童生徒及び職員のタブレットで、調べ学習用の検索機能など児童生徒の情報活用能力育成につながる機能があること。 ・ タブレット機能利用者数の同時アクセスが可能なこと。想定利用登録者数：900人程度) ・ 本人の貸出記録の閲覧ができること。